

令和 7 年度第 3 回東金警察署協議会

1 開催日

令和 8 年 1 月 27 日（火曜日）

2 開催場所

東金警察署

3 出席者

・協議会委員 7 人 　・警察署 8 人

4 業務報告

（1）野焼き・火災に関する注意点について

（2）令和 7 年中の交通事故発生状況について

5 警察署からの諮詢事項

違法駐車取締りガイドラインについて

6 委員からの要望・意見等

（1）【質問】 移動交番の活動状況について伺いたい。

【回答】 平成 22 年 3 月から配備され、現在は成田国際空港警察署を除く県下 38 署で 60 台、当署は 1 台が活動中。

車両はワンボックスタイプで本県独自のデザインが施されています。

活動内容は、「移動交番の開設」「児童登下校時などの見守り活動」「自治会等と連携した合同パトロール」「防犯・交通安全講話」の他、電光掲示板を活用した情報発信を実施しています。

開設場所は事件・事故の多発地域、その他移動交番車の活動が必要とされる地域を偏りの無いように選定し、一回の開設時間を概ね 2 時間、各種届け出の受理や周辺の警戒を実施しています。

当署の開設場所は 22 か所、開設予定は広報誌、県警ホームページにて公表し、昨年は 296 回の開設をしています。

見守り活動は、登下校時の事件・事故防止の為に、通学路、公園その周辺などに留まって降車するなどして周辺の巡回を実施しています。

合同パトロールについては自治会等と連携し昨年 9 回実施しています。

防犯・交通安全講話は生活安全課や交通課と連携して小学校や管内のイベントにて昨年 39 回の講話を実施しています。

各種広報活動については広報誌、電光掲示板やタイムリーな内容を I C レコーダーに録音し、移動交番車の外部スピーカーにより広報する等、地域の実情に応じて広報活動を実施しています。

移動交番車の活動の中で即効性のある対策というものは少ないが、各課と連携し管内情勢に応じた活動を推進していきます。

(2) 【質問】 自転車の歩道通行の是非に関する判断基準について伺いたい。

【回答】 ○ 路側帯と歩道の違いについては、

- ・ 歩道は、縁石・ガードレール等により明らかに車道と区別されその多くは車道よりも高く設置されているもの。
- ・ 路側帯は、歩道の無い道路にある、歩行者が通行するために、道路の側端に白線で区画された場所。

自転車は「軽車両」と位置づけられ、自動車と同じ「車両」の一種であり、原則として歩道または路側帯と車道の区別のある道路では、車道を通行しなければならない（道交法第17条第1項）

○ 自転車が標識のない歩道を通行できるやむを得ない場合は

- ・ 13歳未満の方若しくは70歳以上の方または一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ・ 車道または交通の状況に照らして、自転車の安全を確保するため、自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるときとなりその具体的な判断基準として
- ・ 道路工事や連続した駐車車両のため車道の左側を通行することが難しいとき
- ・ 著しく交通量が多い、車道の幅が狭いなど、通行すると事故の危険があるとき

などとなっています。

(3) 【質問】 車を運転中、自転車の側方通過に関して、どの位距離を空けるべきか伺いたい。

【回答】 現時点での法改正に伴い、本庁から明確な規定は示されていないものの、道路環境に応じて徐行する等、安全な側方通過をお願いします。

(4) 【質問】 地域の寺社等で発生している賽銭盗など盗難防止対策について伺いたい。

【回答】 発生後の追跡捜査に活用できる防犯カメラの設置等についてご検討いただくとともに当署においてもパトロールの強化を実施していきます。

7 答申等に対する措置結果

なし

8 その他

(1) 反射材スコープを活用し、交通事故防止グッズとして有効な反射材の有用性について委員に確認してもらった。